

○経済産業省令第七十一号
 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条、第六条第一項及び第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月一日
 経済産業大臣 西村 康稔

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
	<p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 [略]</p> <p>一〇九 [略]</p> <p>十 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限（第八条第二項に規定する相続税申告期限（租税特別措置法第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の申告期限）をいう。第十四号において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第五項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。</p>	<p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 [略]</p> <p>一〇九 [略]</p> <p>十 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限（第八条第三項に規定する相続税申告期限（租税特別措置法第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の申告期限）をいう。第十四号において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第五項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。</p>

（認定の申請）

第七条 [略]

2 [略]

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第二項に規定する相続税申告期限をいう。以下この条において同じ。）前に当該中小企業者の第一種経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該第一種経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

4 15 [略]

（認定の有効期限）

第八条 [略]

2 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「贈与税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「相続税申告期限」という。）の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

3 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の相続に係る相続税申告期限の

（認定の申請）

第七条 [略]

2 [略]

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第三項に規定する相続税申告期限をいう。以下この条において同じ。）前に当該中小企業者の第一種経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該第一種経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

4 15 [略]

（認定の有効期限）

第八条 [略]

2 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号及び第十一号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「贈与税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。

3 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号及び第十二号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の相続に係る相続

翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

4 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号又の第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第一種経営承継相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

5 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号リの第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第一種経営承継相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの

税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「相続税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。

4 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号又の第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

5 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号リの第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

6 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特別経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特別経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特別経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

7 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特別経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特別経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特別経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

8 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特別経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた次に掲げる法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合 当該

〔新設〕

〔新設〕

6 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特別経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合 当該

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合 当該

贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与（最初に受けた法第十二条第一項の認定に係る贈与が第二種特例経営承継贈与であるときは、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与。以下この号及び次項第一号において同じ。）に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）から五年を経過する日とする。

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）から五年を経過する日とする。

9 | 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）から五年を経過する日とする。

贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日

7 | 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）から五年を経過する日とする。

継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた次に掲げる法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合 当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）から五年を経過する日とする。

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）から五年を経過する日とする。

10・11 [略]
第九條 [略]
（認定の取消し）

2 [略]
一・二 [略]

継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合 当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日

8・9 [略]
第九條 [略]
（認定の取消し）

2 [略]
一・二 [略]

三 第一種贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）。以下この号において同じ。）から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。）の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日（第十二条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数合計を当該第一種贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時

三 第一種贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。）の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日（第十二条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数合計を当該第一種贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

三 第一種相続雇用判定期間（当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の相続税申告期限の翌日（当該相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第五項において同じ。）の末日において、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種相続報告基準日（第十二条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時に

四 四十二 [略]

四 四二十一 [略]

三 第一種相続雇用判定期間（当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の相続税申告期限の翌日（当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第五項において同じ。）の末日において、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種相続報告基準日（第十二条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時に

四 四二十三 [略]

四 四二十一 [略]

4 第二項の規定は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特別贈与認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第九号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の翌日（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）。以下この号において同じ。）から当該認定の有効期限」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日（当該贈与に係る贈与税申告期限又は相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）。以下この号において同じ。）から当該認定の有効期限」と、

「第一種臨時贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌

4 第二項の規定は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特別贈与認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第九号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の翌日（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「当該贈与税申告期限の翌日」とあるのは「当該贈与税申告期限の翌日又は当該相続税申告期限の翌日」と、「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「第一種贈与報告基準日（第十二条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」とあるのは「当該認定に係る第一種贈与報告基準日（第十二条第十四項の規定により準用される同条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）又は第一種相続報告基準日（第十二条第十五項の規定により準用される同条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」と、「当該認定に係る贈与の時」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継贈与の時又は第

日又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「当該贈与税申告期限の翌日」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）。以下この号において同じ。）から当該認定の有効期限」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの日）。以下この号において同じ。）から当該認定の有効期限」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の時又は第一種経営承継相続の開始の時」と、「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第二種特別贈与認定株式一部再贈与」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十一項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種贈与認定申請基準日」と、「第十二条第一項、第五項及び第十一項」とあるのは「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第二項、同条第十五項の規定

第一種経営承継相続の開始の時」と、「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第二種特別贈与認定株式一部再贈与」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十一項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種贈与認定申請基準日」と、「第十二条第一項、第五項及び第十一項」とあるのは「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第十五項及び同条第十六項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項」と、「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

下この項において同じ。から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中(当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。)」と、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日(以下「第一種相続報告基準日」という。))とあるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準日」(当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日(これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。))の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。))とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、当該第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「当該第一種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準年度(当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準年度の属する事業年度をいう。以下同じ。))」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

24 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者(当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が受けた第二種特例経営承継贈与が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認

告基準日」と、「第一種相続報告基準期間(当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日(これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。))の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。))」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、当該第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「当該第一種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準年度(当該第一種特例相続報告基準日の属する事業年度から当該第一種特例相続報告基準年度の属する事業年度をいう。以下同じ。))」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種特例相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

24 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者(当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が受けた第二種特例経営承継贈与が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認

定(第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。)に係る贈与である者に限る。))について準用する。この場合において、第一項中「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限(当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与と申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与と申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの。以下この項において同じ。))」とあるのは「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限(当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与と申告期限又は第二種特例贈与に係る贈与と申告期限又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの。以下この項において同じ。))」とあるのは「第一種贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準年度」とあるのは「第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

25 第三項及び第四項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者(当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が受けた第二種特例経営承継相続が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号から第十四号ま

定(第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。)に係る贈与である者に限る。))について準用する。この場合において、第一項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

25 第三項及び第四項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者(当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が受けた第二種特例経営承継相続が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号から第十四号ま

業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準日」と、当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

27 第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十四号の相統又は遺贈である者に限る。）又は第二種特例相統認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相統人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十四号の相統又は遺贈である者（第二十五項に規定する者を除く。）に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相統に係る相統税申告期限（当該相統税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相統に係る相統税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの）。以下この項において同じ。）から五年間」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

27 第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十四号の相統又は遺贈である者に限る。）又は第二種特例相統認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相統人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十四号の相統又は遺贈である者（第二十五項に規定する者を除く。）に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相統に係る相統税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相統税申告期限以前の期間を除く。）」と、「当該相統税申告期限（当該相統税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「第一種相統報告基準日」といふ。））」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準日」と、「第一種相統報告基準期間（当該第一種相統報告基準日の属する年の前年の第一種相統報告基準日）」と、「第一種相統報告基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準日」と、「第一種相統報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準期間」と読み替えるものとする。

28 38 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

28 38 「略」

する年の前年の第一種相統報告基準日（これに当たらないときは、第一種相統認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種相統報告基準日までの間をいう。以下同じ。とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準期間」と、「第一種相統報告基準日」とあるのは「最初の認定に係る第二種特例相統報告基準日」と、「当該第一種特別相統認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種相統報告基準事業年度（当該第一種相統報告基準日の属する年の前年の第一種相統報告基準日の属する事業年度の属する事業年度の直前の事業年度まで各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準日」と、第四項中「第一種相統報告基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準日」と、「当該第一種特別相統認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種相統報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準事業年度」と、「第一種相統報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相統報告基準期間」と読み替えるものとする。

様式第九、様式第十二、様式第二十を次のように改める。
様式第 9

認定書

番 号
年 月 日

会社所在地
社 名
代表者の氏名

殿

都道府県知事 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）
の下記の規定による 年 月 日付けの別添の認定の申請については、中小企業に
おける経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項の認定をし
ます。

記

申請の種別と認定をした者の氏名について

申請の種別	<input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 1 項の規定による申請（金融支援）	
	<input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 1 項の規定による申請（特例株式会社） <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 2 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 3 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 6 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 7 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 10 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 11 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 12 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 13 項の規定による申請	<input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 4 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 5 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 8 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 9 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 12 項の規定による申請 <input type="checkbox"/> 施行規則第 7 条第 13 項の規定による申請
認定をした	<input type="checkbox"/> 贈与者 <input type="checkbox"/> 被相続人の氏名	
認定をした	<input type="checkbox"/> 受贈者 <input type="checkbox"/> 相続人の氏名	

なお、認定の有効期限は、以下のとおりです。

<input type="checkbox"/> 認定を受けた日の翌日から 1 年を経過する日	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 9 号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 10 号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 11 号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 12 号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 13 号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 14 号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 15 号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 1 項第 16 号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から 5 年	
<input type="checkbox"/> 法第 12 条第 1 項第 1 号ホの認定を受けた日の翌日から 2 年を経過する日（当該 2 年を経過する日まで に裁判所に施行規則第 15 条の 2 第 1 号に掲げる特例対象株式の競売又は売却に係る事件の申立てがさ れた場合には、当該競売による換価又は当該売却がされた日）	<input type="checkbox"/> 施行規則第 6 条第 16 項 8 号の相続に係る認定 を受けた日の翌日から 2 年を経過する日

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 申請書の写しを添付する。
- ③ 次の表の左欄の事由に係る法第 12 条第 1 項の認定を受けた申請者は、それぞれ右欄
に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該認定は取り消されることがあ
る（当該規定が第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特別贈与（相続）
認定中小企業者、第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第二種贈与認定個人事
業者又は第二種相続認定個人事業者について準用される場合を含む）。

法第 12 条第 1 項の認定の類型	取消事由
施行規則第 6 条第 1 項第 7 号から第 14 号及び第 16 項第 7 号から第 10 号以外の事由に係るもの	施行規則第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当すること
施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るもの	施行規則第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当すること
施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に係るもの	施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当すること
施行規則第 6 条第 16 項第 7 号の事由に係るもの	施行規則第 9 条第 14 項各号のいずれかに該当すること
施行規則第 6 条第 16 項第 8 号の事由に係るもの	施行規則第 9 条第 15 項各号のいずれかに該当すること

④ 次の表の左欄の事由に係る法第 12 条第 1 項の認定を受けた申請者は、贈与税申告期限（相続税申告期限）（贈与税申告期限（相続税申告期限）が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの））から 5 年間、当該贈与税申告期限（当該相続税申告期限）の翌日から起算して 1 年を経過することの日の翌日から 3 月を経過する日までに、それぞれ右欄に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない（当該規定が第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特別贈与（相続）認定中小企業者又は第二種特別贈与（相続）認定中小企業者について準用される場合を含む）。

法第 12 条第 1 項の認定の類型	報告事項
施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るもの	施行規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項
施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に係るもの	施行規則第 12 条第 3 項各号に掲げる事項

- (記載要領)
- 申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。
 - 申請の種別中「施行規則第 7 条第 1 項の規定による申請（金融支援）」又は「施行規則第 7 条第 1 項の規定による申請（特例株式会社）」を選択した場合は「認定をした」贈与者 被相続人の氏名」欄及び「認定をした」受贈者 相続人の氏名」欄は記入しない。

様式第 12

随時報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
 会社所在地
 会社名
 電話番号
 代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 12 条第 5 項の表の各号（第 7 項の表の各号）の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の事項を報告します。

記

報告者の種別と認定年月日等について

報告者の種別	認定年月日及び番号	年 月 日 (号)
報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
報告者に係る認定の認定年月日等	認定申請基準日	年 月 日
	随時報告基準日	年 月 日
随時報告基準期間	随時報告基準事業年度	年 月 日から 年 月 日
	随時報告基準事業年度	年 月 日から 年 月 日
該当する事由	施行規則第 9 条第 項	号の規定による随時報告

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 本様式における第一種特別贈与(相続) 認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与(相続) 認定中小企業者、第一種特別贈与(相続) 認定中小企業者又は第二種特別贈与(相続) 認定中小企業者について準用する。
- なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者(経営承継相続人)」、「認定贈与株式会社(認定相続株式会社)」、「贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)」、「随時贈与報告基準日(随時相続報告基準日)」、「随時贈与報告基準期間(随時相続報告基準期間)」又は「随時贈与報告基準事業年度(随時相続報告基準事業年度)」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。
- ③ 報告書の写しを添付する。このほか、施行規則第 12 条第 5 項の表の第 2 号及び第 3 号(第 7 項第 2 号及び第 3 号)の報告の場合は、別表 1 及び別表 2 を作成し、その写し及び施行規則第 12 条第 6 項(第 8 項)各号に掲げる書類並びに以下の④⑤⑥の書類も添付する。
- ④ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であつて、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- ⑤ 随時贈与報告基準事業年度(随時相続報告基準事業年度)終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあつては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であつて、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。)には、その旨を証する書類を添付する。
- ⑥ 報告者の経営承継受贈者(経営承継相続人)が当該報告者の代表者でない場合(その代表権を制限されている場合を含む。)又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員(代表者を除き、当該報告者から給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の支給を受けた役員に限る。)となった場合であつて、当該経営承継受贈者(経営承継相続人)が施行規則第 9 条第 10 項各号のいずれかに該当するに至つていたときには、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- ② 報告者が株式交換等により認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあつては、「認定申請基準日における常時使用する従業員の数」について、認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等(承継前に認定中小企業者だったものに限る。)の常時使用する従業員の数を加算した数を

記載する。

- ③ 「随時贈与報告基準期間(随時相続報告基準期間)における代表者の氏名」については、随時贈与報告基準期間(随時相続報告基準期間)内に代表者の就任又は退任があつた場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあつた期間ごとに記載する。
- ④ 「(*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑤ 「随時贈与報告基準事業年度(随時相続報告基準事業年度)(年月日から年月日まで)における特定資産等に係る明細表」については、随時贈与報告基準事業年度(随時相続報告基準事業年度)に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。(施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑥ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の額を記載する。(施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑦ 「総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)第 88 条第 1 項第 4 号に掲げる営業外収益及び同項第 6 号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑧ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。
- ⑨ 「認定申請基準日における」については経営承継受贈者(経営承継相続人)の死亡の直前における状況を、「認定申請基準日までに」については経営承継受贈者(経営承継相続人)の死亡の直前までの状況を、それぞれ記載する。
- ⑩ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑪ 「第 9 条第 10 項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数」及び「第 9 条第 10 項各号に該当し、代表者を退任した年月日」並びに「4 施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与(同条第 7 項の表の第 3 号に規定する第一種特別相続認定株式贈与)」について」は、経営承継受贈者(経営承継相続人)が施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与(同条第 7 項の表の第 3 号に規定する第一種特別相続認定株式贈与)を行った場合に記載する。
- ⑫ 「特別子会社」については、随時贈与報告基準期間(随時相続報告基準期間)中にあって報告者に特別子会社がある場合に記載する。
- なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

(別紙1)

第 種 認定中小企業者に係る報告事項①
(認定年月日： 年 月 日、認定番号：)

1 経営承継受贈者 (経営承継相続人) について			
随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) における総株主等議決権数	(a)		個
氏名			
住所			
随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) (b)+(c)/(a)		個 %
随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) における保有議決権数及びその割合	(b)		個 %
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)			個
<input type="checkbox"/> 第 70 条の 7	<input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 5		
<input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 2	<input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 6		
<input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 4	<input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 8		
(*1)のうち随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) までに譲渡した数			個
随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) (*1)における同族関係者	(c) (c)/(a)		個 %
第 9 条第 10 項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数			
第 9 条第 10 項各号に該当し、代表者を退任した年月日			

2 施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与 (同条第 7 項の表の第 3 号に規定する第一種特別相続認定株式贈与) (当該規定を第二種特別贈与 (相続) 認定中小企業者、第一種特別贈与 (相続) 認定中小企業者及び第二種特別贈与 (相

総) 認定中小企業者について運用する場合を含む) について	
当該贈与に係る受贈者の氏名	
当該贈与に係る受贈者の住所	
当該贈与が行われた年月日	
認定贈与株式 (認定相続株式) のうち、当該贈与の対象となる株式の数	

3 認定中小企業者について	
主たる事業内容	
贈与認定申請基準日 (相続認定申請基準日) (合併効力発生日等) (株式交換効力発生日等) における資本金の額又は出資の総額	円
随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) における資本金の額又は出資の総額	円
贈与認定申請基準日 (相続認定申請基準日) (合併効力発生日等) (株式交換効力発生日等) と比して減少した場合にはその理由	
贈与認定申請基準日 (相続認定申請基準日) (合併効力発生日等) (株式交換効力発生日等) における準備金の額	円
随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) における準備金の額	円
贈与認定申請基準日 (相続認定申請基準日) (合併効力発生日等) (株式交換効力発生日等) と比して減少した場合にはその理由	
随時贈与報告基準日 (随時相続報告基準日) における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d) 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人
厚生年金保険の被保険者でいなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b) 人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 人
役員 (使用人兼務役員を除く。) の数	(d) 人
随時贈与報告基準期間 (随時相続報告基準期間) における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで

4 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

5 随時贈与報告基準期間（随時相統報告基準期間）中における特別子会社について			
区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数	(a)	個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合 個 %
			(b) (b)/(a)

6 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について			
会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
(*2)を発行している場合には	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	
その保有者			

(別紙 2)

第 種 認定中小企業者に係る報告事項②
 (認定年月日： 年 月 日、認定番号：)

1 認定中小企業者における特定資産等について						
随時贈与報告基準事業年度（随時相統報告基準事業年度）（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表						
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入		
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*3)を除く。）		(1) 円	(12) 円		
	資産保有型子会社又は資産 運用型子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分 (*3)		(2) 円	(13) 円		
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの		(3) 円	(14) 円		
	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円		
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円		
	ゴルフ場その他の 施設の利用に 関する権利	事業の用に供することを目的とし ない有するもの		(6) 円	(17) 円	
	絵画、彫刻、工芸 品その他の有形 の文化的所産で ある動産、貴金属 及び宝石	事業の用に供することを目的とし ない有するもの		(7) 円	(18) 円	
		事業の用に供することを目的とし ない有するもの		(8) 円	(19) 円	
		事業の用に供することを目的とし ない有するもの		(9) 円	(20) 円	
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円	
	経営承継受贈者（経営承継相統人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相統人）		(11) 円	(22) 円		

に係る同族関係者等（施行規則第 1 条第 13 項第 2 号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円
随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）終了の日以前の 5 年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	$(29)=(23)+(27)+(28)$ $/((24)+(27)+(28))$	剰余金の配当等 損金不算入となる給与	(27) 円 (28) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30)=(25)/(26)$ %
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			円

様式第 20

災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認に係る確認申請書

年 月 日

都道府県知事 豊

郵便番号
 会社所在地
 会社名
 電話番号
 代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（同項第 1 号に係るもの）に限り、当該規定が準用される場合を含む。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 災害等特例中小企業者等について

災害等特例 中小企業者 等の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特定贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定特例相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種贈与認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種贈与認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種相続認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種相続認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種贈与認定個人事業者であった者	<input type="checkbox"/> 第二種贈与認定個人事業者であった者
	<input type="checkbox"/> 第一種相続認定個人事業者であった者	<input type="checkbox"/> 第二種相続認定個人事業者であった者

法第 12 条第 1 項の認定の年月日及び番号	年 月 日 () 号)
災害が発生した日	年 月 日
贈与の日 又は 相続の開始の日	年 月 日
贈与税申告期限 又は 相続税申告期限	年 月 日

2 施行規則第 13 条の 2 第 1 項第 1 号 (同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項第 1 号) 関係

災害により被害を受けた資産 (施行規則第 1 条第 17 項第 2 号の特定資産を除く。) の明細表			
種別	資産名	帳簿価額	所在地
災害により滅失 (通常の修繕によって(は)原状回復が困難な損壊を含む。) をした資産		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	(1)小計	円	
資産の帳簿価額の総額	(2)	円	
資産の帳簿価額の総額に対する災害により滅失をした資産の帳簿価額の合計額の割合	(3)=(1)/(2)		%

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 施行規則第 13 条の 2 第 2 項 (同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 2 項) 各号に掲げる書類 (当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。) を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第 2 位以下を切り捨てる。
- ② 「法第 12 条第 1 項の認定の年月日及び番号」については、第一種 (第二種) 贈与認定前中小企業者、第一種 (第二種) 相続認定前中小企業者、第一種 (第二種) 特例贈与認定前中小企業者又は第一種 (第二種) 特例相続認定前中小企業者は空欄とする。
- ③ 「2 規則第 13 条の 2 第 1 項第 1 号 (同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項第 1 号) 関係」の「災害により被害を受けた資産」が 6 以上ある場合は同様の欄を追加して記載する。
- ④ 「2 規則第 13 条の 2 第 1 項第 1 号 (同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項第 1 号) 関係」の「帳簿価額」「資産の帳簿価額の総額」の欄は、「災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における帳簿価額」を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和四年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定については、改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第十二条第六項及び第八項の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙 (様式第九を除く。) については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。